

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費支給申請ファイル	
行政機関等の名称	函館市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費支給事務における審査、支払および支給管理のために利用する。	
記録項目	1被保険者記号・番号, 2診療年月, 3第三者行為の有無, 4療養を受けた被保険者氏名, 5生年月日, 6療養を受けた被保険者個人番号, 7傷病名, 8療養を受けた病院等の名称, 9療養を受けた期間, 10診療区分, 11療養に対し病院等に支払った額, 12口座情報, 13申請年月日, 14世帯主住所, 15世帯主氏名, 16世帯主個人番号, 17電話番号, 18区分	
記録範囲	函館市国民健康保険被保険者および申請者	
記録情報の収集方法	本人から提出された国民健康保険高額療養費支給申請書, 医療機関から提出された診療報酬明細書等	
要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	北海道国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	1 函館市総務部文書法制課 函館市東雲町4-13	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	国民健康保険事務処理標準システム, 国保総合システム